

工学部・工学研究科技術部運営委員会細則

制 定	平成16年3月17日
一部改正	平成16年11月16日
〃	平成17年2月7日
〃	平成18年12月19日
〃	平成20年5月20日
〃	平成27年3月17日

(設置)

第1条 宇都宮大学工学部・工学研究科技術部組織内規第11条の規定に基づき、工学部・工学研究科技術部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、教授会に報告し承認を得るものとする。

- 一 運営の基本方針に関すること。
- 二 組織に関すること。
- 三 研修に関すること。
- 四 各班の協力及び研究支援の調整に関すること。
- 五 その他工学研究科長が諮問する事項

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 技術部長
 - 二 各専攻（先端光工学及び後期課程を除く。） 各1名
 - 三 附属ものづくり創成工学センターから選出された教員 1名
 - 四 事務長
 - 五 技術部から選出された職員2名（技術長を含む。）
- 2 委員は、工学研究科長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その

職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くこと
ができる。

(事務)

第7条 委員会に関する庶務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委
員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 宇都宮大学工学部技術部運営委員会細則(平成5年7月20日制定)は廃止す
る。
- 3 この細則施行後、最初に選出される第3条第1項第2号の委員は、機械シ
ステム工学科、電気電子工学科及び応用化学科から行うものとし、その後は
官制順とする。

附 則

この細則は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行後、第3条第1項第2号の委員のうち機械システム工学科、
電気電子工学科及び応用化学科から平成16年度に選出された委員の任期は、
同条第2項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとし、建設学科及び情
報工学科から選出された委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行後、第3条第1項第2号の委員のうち機械系、電気系及び化
学系から選出された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成20年
3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行後、第3条第1項第2号の委員のうち機械知能工学専攻、電気電子システム工学専攻及び物質環境化学専攻から選出された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。